富山市教育委員会９月定例会　資料

令和８年９月市議会定例会　一般質問の概要

１　会　期　　令和８年９月４日（金）～９月３０日（水）
※一般質問‥‥‥ ９月１０日、１１日、１５日、１６日

２　概　要　　４日間の一般質問において１１人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

（１）ＧＩＧＡスクール構想の取組について

①富山市議会自由民主党　高田　重信　議員（９月１０日）

（問）本市小・中・義務教育学校におけるＧＩＧＡスクール構想の現状と成果及び今後の方向性を問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

（答）本市では、令和２年度より児童生徒の「個別最適な学び」と他者との「協働的な学び」の実現を目指し、ＧＩＧＡスクール構想により配備した一人１台端末を活用し授業改善を推進しております。

今年度は、一人１台端末の活用を推進する小・中学校を各３校ずつ拠点校として指定し、公開授業を通して、効果的な活用の在り方を学ぶ教職員研修会を年６回開催いたします。

また、市内全小・中学校においては、昨年度末に一人１台端末の更新を完了し、現在は、通信状況の改善に向けて校内の無線ＬＡＮ環境を再整備しているところであります。

児童生徒の端末の活用状況につきましては、令和８年度全国学力・学習状況調査の結果において、「前年度までに受けた授業におけるＩＣＴ機器の活用頻度が週３回以上である」と回答した割合は小学生が６９％、中学生が７８％と全国平均と同程度であったことから、活用の推進が図られている一方で、課題として、学校間や教員間による活用頻度の差が見られております。

端末を活用した授業における具体的な成果といたしましては、

①　（情報の収集や整理・分析、まとめ・表現の活動において、）児童生徒がインターネットを利用し納得するまで調べるなど、自分で学び方を選択したり、自身のペースに沿って学習を進めたりすることができ、主体的な学びにつながっている

②　ＩＣＴ機器の活用による意見や考えの共有と、対面で行う仲間との対話を組み合わせることで効率よく、より多面的な見方が広がり、思考や表現を深めることができる

③　文字入力やデータ共有等の基本的な操作が無理なく自然に身につくとともに、情報の引用や画像の取り扱いなど、実感を伴った情報モラルの学習機会となっている

などが挙げられます。

市教育委員会では、今後の方向性として、今ほどの成果に加え、全国学力・学習状況調査の結果において、端末の活用頻度と正答率には、正の相関が見られることから、授業における端末活用の有用性についての周知や、教職員研修の充実と教育ネットワーク環境の改善を進めるなどして、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指し、ＧＩＧＡスクール構想の取組の充実に引き続き取り組んでまいります。

（問）小・中・義務教育学校における生成ＡＩ利活用の現状と方向性を問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、本年１月に「富山市小・中学校における生成ＡＩの利活用に関するガイドライン」を策定し、市内小・中学校において生成ＡＩの利活用を開始しました。

適切な利活用を推進するための制度として、①市教育委員会が指定した生成ＡＩサービスの利用に限定する。②教職員は、生成ＡＩの適切な利活用に関する校内研修を修了した上で、市が貸与する校務端末で利用する。③児童生徒については、生成ＡＩの利活用に関する学級指導を終えた小学５年生以上を対象とし、教職員の適切な指導監督の下、学校内のみで学習者用端末を使って利用する、としています。

利活用の現状といたしまして、教職員においては、市内全小・中・義務教育学校で利活用を開始しており、①文章作成補助や推敲、②授業構想や学校行事の企画における情報収集、③音声データの要約など、業務の効率化や授業改善に活用しております。

児童生徒におきましては、利用申請をした学校から利活用を開始しており、本年８月時点での申請数は、小学校・義務教育学校前期課程では４１校（約６８％）、中学校・義務教育学校後期課程では１７校（約６５％）であります。具体的な活用事例といたしましては、①自分の考えを整理するためのいわゆる壁打ちと言われる対話、②不得意な分野を繰り返し学習するための練習問題の作成、③特別活動で実施するイベントのアイディア出し、などに活用しております。

今後の方向性といたしましては、生成ＡＩは人間の能力を補助・拡張する「有能な道具の一つ」である反面、使い方によっては、深い学びを阻害したり、人を傷つけ得る、最後は諸刃の剣と捉えた上で、「最後は人間が判断し、責任をもつ」という基本姿勢を大前提に、その理念と適切な活用が教職員や児童生徒に定着していくよう、研修会の開催や、授業実践につながる支援等を通して生成ＡＩの利活用を行ってまいります。

（問）次期学習指導要領の実施に合わせて、導入が見込まれるデジタル教科書の選択に関する本市の方針を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）現行のデジタル教科書につきましては、令和元年度に、障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒を含めて、全ての児童生徒の学びの一層の充実を図るため「紙の教科書に代えて使用できる特別な教材」として制度化されました。本市では、令和３年度からの国の実証事業に参加し、令和６年度以降は本格導入に伴い、一部の教科・学年においてデジタル教科書の活用を進めております。

本年１月に本市が独自に実施した「端末等の利活用状況に関する実態調査」では、小学校２９校、中学校１２校が、「いずれかの教科の学習者用デジタル教科書をほぼ毎日または週に数回利用している」と回答しており、動画や音声、作図等、デジタルならではの機能を活用し、多様な児童生徒の学習への興味・関心を高め、理解を深める授業が広がりつつあると捉えております。

本年６月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、令和１２年度より、音声読み上げ、ルビ振り、拡大等の機能はもとより、デジタルの特性を生かした、子どもたちが興味を持ち、より分かりやすいデジタル教科書の使用が可能となります。

市教育委員会では、今年の秋ごろに国から示される予定の、新たな教科書の発行・採択・使用に係る指針等を踏まえ、令和１２年度からの使用を目途に前年度の採択を想定し、必要な準備を計画的に進めてまいります。紙の教科書の一覧性の高さや目に優しいこと、長文を読む際に記憶に残りやすいとされる点も念頭に置きながら、児童生徒の発達段階や各教科の特性、教科書の形態の特徴などによるメリット・デメリットを整理し、その上で、採択に当たっては、適時適切に判断してまいりたいと考えております。

（問）情報活用能力の育成の要として、小学校の総合的な学習の時間における「情報の領域」の付加や、中学校での「情報・技術科」の創設について、早急に対応を検討すべきと考えるが、見解を

問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）これからの社会を生きていくうえで不可欠である「情報活用能力」は、児童生徒が自ら課題を発見・解決していくための学習の基盤となる重要な資質・能力の一つであると認識しております。

本年８月末に中央教育審議会（の教育課程企画特別部会）から、次期学習指導要領等に向けた審議まとめの素案が示されましたが、「小学校の総合的な学習の時間への『情報領域』の付加」や「中学校における『情報・技術科』の新設」といった内容は、小・中・高等学校を通じた体系的な情報教育を実現する重要な変更点であると捉えております。

市教育委員会といたしましては、まずは、現行の学習指導要領における情報活用能力に関する指導内容を確実に指導できる教員の資質・能力の育成を進めながら、次期学習指導要領における新領域を取り込んだ研修を計画していきたいと考えております。また、新教科への円滑な移行へ向けては、特に中学校においては、専門的な指導力向上に向けた、教員の実践的な研修体制の整備等を検討してまいりたいと考えております。

本市の児童生徒が時代に即した情報活用能力を身に付けることができるよう、今後も、国から示される次期学習指導要領の改訂に向けた方向性やスケジュールを注視し、学校への情報提供と必要な環境整備を行うなど、移行準備に万全を期して取り組んでまいります。

（２）県立高校再編と本市における高校配置について

①自由民主党　金岡　貴裕　議員（９月１０日）

（問）富山西高校の募集停止・閉校が、婦中地域をはじめとする市西部の中学生の進路選択や通学環境に及ぼす影響をどのように認識しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）現在、示されている県の「新時代とやまハイスクール　第１期設置方針（案）」は、まだ案の段階ではありますが、富山西高校を再編対象とする方向が示されています。

富山西高校を進学先として検討していた婦中地域や本市西部の生徒の中には他の学校を選択することとなり、学校選択の幅や、交通手段や通学時間などの面にも影響が及ぶ者がいるであろうと考えております。

一方、県が示している新時代とやまハイスクール構想では、生徒に多様な選択肢を提供できるよう、それぞれの特色ある新しい高校を県内にバランスよく配置するとされており、本市の中学生が自分にあった高校を進学先として考える新たな機会となることも考えられます。

市内の中学生の進路選択に関しましては、自らの将来に向けた個々の目的に応じて、必要な選択が可能な学校の配置になっていることが肝要であるものと考えております。

（３）義務教育学校水橋学園について

①富山市議会自由民主党　横野　昭　議員（９月１０日）

（問）児童生徒、教職員の現状と施設の管理状況等について教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）水橋学園は、９年間の教育課程の下、国際交流活動、プレ部活動といった特色ある教育活動により、子どもたちが多様な他者とつながりながら自らの可能性を発揮し、自己実現を図ることを目指しています。

具体的な児童生徒の様子といたしましては、

① 学年の区切りを「4-3-2制」の3ステージ制としたことで、特に4年生は、リーダーとして役割や立場を考えながら行動している
② プレ部活動においては、5・6年生の児童が後期課程のいわゆる中学生の生徒と部活動を行うことを楽しむとともに、後期課程の生徒は先輩としての自覚が芽生えてきている
③ 児童生徒会活動においては、対話を大切にして、一人1台端末を使ってアンケートを実施するなど、校内の多様な意見を広く取り入れながら活動している
などがあげられます。

児童生徒からは、「たくさんの仲間と学校生活を過ごすことができる」「1～9年生の幅広い人と交流ができる」といった声が聞かれることから、義務教育学校ならではの交流の幅の広がりを学校生活の中で実感しており、よりよい学校をつくっていこうとする自治的な意識の醸成も図られつつあるものと認識しております。

また、マレーシアの学校とのオンライン交流につきましては、英語による交流にとどまらず、文化や伝統、公共交通、産業など幅広い分野を対象としております。

既に7月には交流を開始しており、次回11月の交流予定に向けた準備を楽しみながら進めている様子を聞いております。

教職員につきましては、義務教育学校の特色を生かし、日常的に前期課程と後期課程の教職員が共に授業や行事等について考え、実践を重ねております。また、授業や日常生活で、幅広い発達段階の児童生徒と接することで、実態の違いや成長の可能性をより幅広い視点から捉えることができるようになり、教職員からは「9年間を見通した教育の重要性がより実感できた」という声が多く聞かれます。

校舎や樹木など施設の管理につきましては、ＰＦＩによる維持管理を導入していることから、適切なメンテナンスが行われているものと考えております。

最後に、私は、本市初の義務教育学校において、子どもの発達段階を意識したより深い子ども理解をもとに、小・中学校それぞれのよさが生きる連携した教育活動の充実など、本市が目指す教育の実現に向けた様々な知見が得られていると考えております。

今後、幼児教育からの接続や、高校への接続も合わせて、市内小・中学校の教職員にその重要性の意識が高まり、未来を担う子どもたちの可能性を最大限に引き出す魅力ある学校教育を実現できるよう尽力してまいりたいと考えております。

（問）統合により廃校となった水橋地区の小・中学校について、昨年度に配置していた職員数を問う。
＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）昨年度末で閉校となりました水橋地区の小・中学校において、昨年度、教員を除き、本市が任用していた職員は、学校の運営を支える調理員や用務員、助手などのほか、教育活動を支える学校司書やスクールサポーターなどで、その人数は、会計年度任用職員を含め、小学校4校で25名、中学校2校で14名、合計39名でありました。

（問）統合により廃校となった水橋地区の小・中学校について、昨年度の維持管理費用を問う。
＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）昨年度1年間の維持管理費用のうち光熱水費につきましては、水橋地区における統合前小・中学校6校の合計額として、電気料金が3,280万円余り、上下水道料金が1,000万円余り、ガス料金が360万円余り、総額では4,650万円余りとなっております。

（問）水橋学園の職員の配置状況と維持管理費用の執行状況、並びに削減状況について問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）水橋学園には、（教員を除いて）会計年度任用職員を含め、本市の職員として１２名を配置しており、水橋地区における統合前小・中学校６校と比較して、昨年度から２７名減少しております。

また、光熱水費につきましては、本年４月から７月までの４か月間の実績として、電気料金は４４０万円余り、上下水道料金は４８万円余り、ガス料金は２４万円余り、総額では５１２万円余りを執行しております。

これは、水橋地区における統合前小・中学校６校の同時期の執行額と比較して、昨年度から１，０００万円余り減少しております。

（４）外国人住民とのさらなる共生都市について

①公明党　細川　博徳　議員（９月１０日）

（問）市内小・中学校における日本語指導を必要とする児童・生徒数と在籍校数、日本語指導員等の人数について現状を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市の小・中・義務教育学校に在籍する外国人児童生徒等のうち、本年５月１日現在で日本語指導が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒は２３０名で、在籍校数は合わせて５９校となっております。

また、１４名の日本語指導教員が小学校１７校、中学校５校において、在籍する１４５名の児童生徒の指導を行っており、日本語指導教員を配置していない学校には、１０名の帰国児童生徒支援講師や外国人相談員が巡回し、児童生徒の支援と指導に当たっております。

（問）日本語指導を必要とする児童・生徒の母国語と対応する指導員が不足している言語について、またその対応について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）日本語指導を必要とする児童生徒は、母国語が中国語とロシア語で約半数を占め、その他、フィリピン語やベトナム語など、本年度は全部で２１か国語となっております。本来、子どもの母国語に応じた言語が話せる指導員を配置することが望ましいですが、どの言語の指導員も十分には確保できておらず、現状といたしましては、英語などの共通の言語を介したり、一人１台端末の翻訳機能を活用するなど、児童生徒とコミュニケーションを図りながら日本語指導を行っております。

市教育委員会では、日本語指導が必要な児童生徒が市内の約３分の２の小・中・義務教育学校に在籍しているという現状に加え、今後も増加の傾向が続くことが予想されることから、引き続ききめ細かな指導を行うために、さらなる日本語指導教員等の増員について、所管である県教育委員会に対して、機会をとらえて要望してまいりたいと考えております。

（５）学校給食の非喫食者に対する補助事業について

①富山市議会自由民主党　織田　伸一　議員（９月１０日）

（問）本事業における支給対象者の要件、及び制度の具体的な仕組みについて問う。

＜学校保健課：教育長答弁＞

（答）学校給食非喫食者補助事業につきましては、本年４月からの市立小学校給食費の（抜本的な負担軽減、）いわゆる無償化に伴い、やむを得ない事情により学校給食の全部又は一部の提供を恒常的に受けていない児童、いわゆる非喫食者の保護者に対して、学校給食費相当額を補助することにより、経済的負担を軽減し、学校給食の提供を受ける保護者との公平性の確保を図るものであります。

対象者の要件につきましては、食物アレルギー、その他の疾患、宗教上の理由、長期欠席により、あらかじめ学校給食の停止に係る届出を提出することで、一月を通して一度も給食の提供を受けていない児童の保護者を想定しております。

なお、市立学校に在籍していても就学の実態がないと学校の設置者が判断する児童、例えば、実質的にインターナショナルスクールに通う児童の保護者や、自己都合による非喫食者の保護者は、補助の対象外と想定しております。

（問）今定例会に補正予算案として９８０万円が計上されているが、本市において見込んでいる対象者の詳細について問う。

＜学校保健課：教育長答弁＞

（答）補助対象となる非喫食者の見込につきましては、昨年度の学校給食の停止状況を参考に、

① 重度の食物アレルギーや長期欠席等により学校給食の全部を停止している者が１００人

② アレルギーの原因となる食物が多品目あることや宗教上の理由等により、主食を停止している者が２５人、副食を停止している者が１５人

③ 乳アレルギーや、牛乳に含まれる糖類である乳糖（ラクトース）を十分に消化吸収できず、腹痛や下痢などの症状がでる乳糖不耐症等により牛乳を停止している者が２００名

と想定しております。

（問）非喫食者への給付に当たっては保護者による申請や個別の手続きが必要になる場合があると考えるが、どのような手続き・案内を想定しているのか。

＜学校保健課：教育長答弁＞

（答）保護者が補助金の交付を希望する場合、その手続きにつきましては、在籍する学校に対して、交付申請書を提出してもらうことを想定しています。

また、補助事業の案内につきましては、対象児童が限られることから、（やむを得ない理由で、）既に学校給食を恒常的に停止している児童や、新たに停止を希望する児童の保護者に対して、個別に案内することを想定しております。

（問）不登校児童の保護者が本給付申請や給食停止の手続きを行う際、学校現場において、児童の登校の可能性や再開への思いに十分配慮し、丁寧な相談や意思確認を行う体制をどのように構築するのか、教育長の見解を問う。

＜学校保健課：教育長答弁＞

（答）不登校児童への支援につきましては、児童及び保護者の状況の把握や声を受け止めながら、児童の視点に立って寄り添った支援に努めていくことが重要であると考えております。

これまでも各学校におきまして、不登校児童及び保護者と真摯に向き合い、一人一人の状況を丁寧に確認しながら、支援に努めているところであり、給食の停止を希望される場合は、いつでも給食を再開できることをしっかりと伝え、給食の停止を希望されない場合は、登校した際にいつでも給食を提供できる体制を整えております。

また、校内サポートルームを利用している児童生徒の保護者から給食を食べさせたいとの要望

が寄せられたことから、各学校では指導員の勤務時間を調整したり、指導員以外の教職員と連携を図ることで、児童が校内サポートルームや教室等で給食を食べるようになるなど、給食を通して学校滞在時間の増加につながっている事例もあります。

私は、今回の補助事業を実施する際には、市教育委員会から各学校に対して事業の趣旨や手続きについて詳細に説明するとともに、各学校において、不登校児童の保護者へ周知する場合にも、引き続き一人一人の状況を確認しながら、できるだけ対面で説明を行う等、学びの機会が決して損なわれることがないよう、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

（6）小泉　八雲の妻のドラマ「ばけばけ」の効果について

①富山市議会自由民主党　豊岡　達郎　議員（9月１１日）

（問）本市にとってドラマの効果はあったのか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

（答）ドラマの関連番組として放送された『北陸スペシャル』では、小泉八雲と関わりのある施設として国登録有形文化財の「旧馬場家住宅」が紹介されました。

馬場家は、江戸後期から活躍した廻船問屋であり、９代当主の妻 はるは、旧制富山高等学校設立のために多額の寄附を行ったほか、小泉八雲の蔵書と手書き原稿からなる「ヘルン文庫」を同校に寄附したことでも知られており、現在は、富山市名誉市民として広く認知されております。

「旧馬場家住宅」につきましては、令和３年１月から一般公開しており、令和７年度の入館者数は５０，９９２人で、令和６年度の３４，２９５人から、約１．５倍に増加しており、特に、関連番組の放送のあった１２月以降では、前年度同期比で約１．７倍となっております。

この増加の主な要因としましては、能登半島地震の影響からの回復や、ニューヨーク・タイムズ紙において、本市が「２０２５年に行くべき５２か所」の１つとして選定されたことなどが挙げられますが、番組を見て馬場家を訪れたという声も聞かれ、少なからず八雲と関連のあることが、来館の動機の一つとなっていると考えられます。

（問）市内にはどのような小泉八雲関連の施設があるのか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

（答）市内の小泉八雲関連の施設につきましては、「旧馬場家住宅」のほかに、旧制富山高等学校跡地にあたる蓮町の馬場記念公園内に「ヘルン文庫跡」の石碑が設置されております。同公園内の北部児童館では、「ヘルン文庫」の建物の模型や、八雲に関する紹介パネルの展示を行っております。

また、県の高志の国文学館においても、常設展示「ヘルン文庫コーナー」を設け、八雲の著書や手紙などを定期的に展示替えしながら紹介されております。

さらに、富山大学中央図書館におきましては、八雲の２，０００冊を超える蔵書と貴重な手書き原稿を保管した「ヘルン文庫」の定期公開を行っておられます。現在、当図書館は改修中であり、来年度、ヘルン文庫常設展示スペースが設けられ、オープンする予定であると伺っているところです。

（7）部活動の地域展開について

①会派誠政　橋本　雅雄　議員（9月１１日）

（問）部活動の地域移行が地域展開に変わり、この制度の目的や体制、意義等について、どのように

捉えればよいのか、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）令和２年度当時、国では、「持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要」ということで、「地域移行」という表現をしておりましたが、理念をより的確に表すため、昨年度から名称を「地域展開」に変更しております。この「地域展開」とは、これまでの学校教育の場で培われてきた部活動の教育的意義を大切にしながら、学校内で運営されてきた活動を地域に開き、地域全体で子どもたちの活動と成長を支えるという意味が込められていると捉えております。

部活動の地域展開を進めるにあたっては、少子化が進む中、学校単位では、部活動を維持することが難しくなっている中学校もあり、子どもたちが将来にわたって希望するスポーツや文化芸術活動に親しめる機会を確実に保障する必要があります。そのためには、地域の多様な資源である適切な指導者の良質な指導により、学校の垣根を越えた仲間、あるいは幅広い世代との豊かな交流など、新たな学びの機会を創出しながら、子どもたちが主体的に活動できる成長の場を保障していくことが大切であると考えております。

一方で、持続可能な体制を整えるためには、指導者や活動場所の確保、安定的・継続的な運営主体の構築、費用負担、事故発生時の責任体制、さらには家庭の経済状況や居住地域にかかわらず参加できる環境の確保など、解決すべき課題も少なくありません。

市教育委員会といたしましては、「学校と地域がともに子どもを育てる」という視点に立ち、関係部局やスポーツ・文化芸術団体等と緊密に連携しながら、何よりも子どもたちの活動機会を将来にわたって確保することを第一に、地域の実情を十分に踏まえた持続可能な地域展開の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

（問）指導者の地域間格差についてどう捉えているのか。また、その解決策についてどのように考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）部活動の地域展開を進めるにあたり、市内であっても地域ごとに学校部活動を取り巻く環境や人材の状況が異なることから、すべての地域で各運動種目や文化芸術活動に必要な一定程度以上の指導ができる指導者の確保は、容易ではないと認識しております。

こうした課題の解決につきましては、

① 認定地域クラブ活動への従事を希望する教職員が、指導に携わることができるよう、国のガイドラインに基づき、学校運営に支障がない限り、兼職兼業を認めていく

② スポーツ・文化芸術分野の指導者を検索・照会できる情報ネットワークとして、県スポーツ協会が管理・運営するシステム「パスネットとやま」の活用等を進める

③ 県教育委員会と連携を図りながら、「富山市認定地域クラブ活動指導者登録制度」を整備し、研修動画の活用等、指導者の資質及び指導力の向上を図る

などの方策を考えております。

（問）認定地域クラブ活動の指導員の養成について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）認定地域クラブ活動の指導者には、技術に関する指導力だけでなく、成長過程にある中学生を指導する立場として、①子どもの発達段階の理解、②安全管理や、事故防止、③ハラスメントや体罰の防止などについて、十分な知識と適切な指導力が求められます。

とりわけ、学校部活動がこれまで果たしてきた教育的な意義を大切にしていくためには、勝利

や技能の向上だけを目的とするのではなく、一人一人の生徒の思いや個性を尊重し、仲間との協働や責任感を育むという「教育的な視点」をもつことが重要であります。

指導者の資質向上を目指す養成につきましては、認定地域クラブ活動における指導者や部活動指導員等を対象として（富山県教育委員会が実施する）部活動指導者研修会や研修動画を活用することで、「教育的な視点」を共有するとともに、良質な指導を行える環境を整えられるよう、関係部局やスポーツ協会など各種団体とも連携して、取り組んでまいります。

（問）指導者確保のため、企業等との協力体制を築くことが必要だと思うが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）文部科学省から昨年12月に通知された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」におきましては、部活動の地域展開の円滑な推進にあたっての対応の中で、推進体制の整備として「関係団体等や大学、民間企業との連携」が示されております。

指導者確保への対応としては、関係団体等や大学には、指導者の育成に係る研修会の実施のほか、民間企業にも期待される役割として、指導者や運営を担う人材等の派遣が挙げられております。

現在、県が実施する部活動や地域クラブ活動への指導者の派遣などを目的とした「部活動応援企業登録制度」におきましては、３１の民間企業等が登録されております。

市教育委員会といたしましては、市内には、この制度を利用している学校もありますが、まだ少数であることから、指導者確保については、本制度を学校や地域クラブ等に積極的に紹介し、活用につなげてまいります。

（問）保護者の負担について

地域クラブ活動の参加費はどのように使用されるのか。1,000円から3,000円という設定は保護者が納得する金額なのか。また、これまでの学校部活動と比較して保護者の負担が増えるのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）認定地域クラブ活動の参加費につきましては、国が示している具体的な例として、

① 専門的な指導を行う指導者への謝金
② 活動場所となる有料の体育館やグラウンド等の会場使用料
③ 活動に必要なボールや楽器などの消耗品費・用具費、大会への参加料や競技団体等への登録料
④ 万一の事故や怪我に備えるための生徒及び指導者の保険料

などがあり、クラブが安全に持続可能な運営ができるよう使用されます。

次に金額設定につきましては、文部科学省が行った「令和５年度子供の学習費調査」におきまして、「学校外活動費」のうち「スポーツやレクリエーション活動」にかかる中学生の年間平均費用は、33,990円、月平均費用はおよそ2,830円となっております。また、スポーツ庁及び文化庁が行った休日における地域クラブ活動への参加費用の調査として妥当だと思う金額は月額3,000円以下と答えた保護者が約85％となっております。

このことから、国が目安と示している1,000～3,000円は、多くの保護者が納得する金額設定であると考えます。

また、認定地域クラブ活動において必要となるこの参加費は、受益者負担の観点から新たに発生するものであることから、これまでの学校部活動と比較して保護者の負担は増えるものと考えております。

（問）保護者の負担について

子どもたちのため、子どものスポーツ環境を守るため、公的な支援を考えられないのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市におきましては、現在のところ、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的に困窮する世帯への支援として令和６年度に設けた就学援助制度の「部活動費」の支援があります。

市教育委員会といたしましては、市認定地域クラブ活動の制度を構築するにあたって、今後も、本市が設置する「休日の部活動の地域展開に係る協議会」等において、関係部局やスポーツ協会に加え、保護者代表や中学校長会といった幅広い関係者の皆様からご意見を伺いながら、本市の実情に応じた持続可能で、全ての子どもたちが安心して主体的に活動できるよう努めてまいりたいと考えております。

（問）保護者の負担について

保護者の送り迎えの負担や生徒自身での移動について、どのような見解を持っているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市の広域性を踏まえますと、生徒自身が安全に通えることや、保護者の送迎に係る負担を考慮することが、持続可能な認定地域クラブ活動の制度を構築していく上で重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、可能な限り近隣の認定地域クラブ活動に参加する仕組みを整えることで、生徒自身の移動や保護者の送迎に係る過度な負担が生じないように配慮してまいりたいと考えています。

（問）地域クラブ活動における合同チームについて、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）現在、学校部活動における合同チームの結成は、少子化に伴い、あくまで単独チームでの大会参加が困難となった少人数の運動部に対して、日本中学校体育連盟の規定に基づき、本市中学校体育連盟が大会参加の機会を保障するための「救済措置」として認めているものです。

合同チームの結成にあたっては、本市中学校体育連盟が学校管理下で日常的・計画的に活動可能と判断した市内の学校運動部で編成することを原則としております。規模につきましては、原則として規定に定められた競技種目で、試合人数を満たさず、単独チームの編成が困難である原則２校において、合同チームとすることが規定されております。

本市が構築していく（富山市）認定地域クラブ活動におきましては、さらなる少子化への対応という視点から、近隣の複数の中学校の部活動が連携して１つの認定地域クラブ活動を立ち上げることを考えているところで、現在、認定地域クラブ同士が一時的な合同チームをつくることは想定しておりません。

（問）教員の兼職兼業について市教育委員会としてどのような考えを持っているのか。また、中学校教員が有するスポーツ・文化における専門性を発揮する機会の創出について、どのように考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）部活動の地域展開を進めていく上では、認定地域クラブの指導者をどのように確保していくかが、重要な課題の一つであると考えております。教職員の中には、これまで部活動の指導を通して培ってきた専門的な知識や技能、指導経験を有し、地域展開後も引き続き子どもの指導に携わりたいという意欲を持つ者もおります。

一般的に教職員の兼職兼業につきましては、管理職が本人の意志や健康状態、勤務状況を確認した上で、服務監督者である市教育委員会が、職務に支障がないことや、職務の公正の確保の観点などから、慎重に判断し、承認しております。

市教育委員会といたしましては、これまでも兼職兼業を承認した上で、教職員の地域クラブ活動での指導を認めており、今後、認定地域クラブ活動での指導についても認めていくことを考えております。

これにより、将来的に部活動だけでなく認定地域クラブ活動においても指導や指揮をとることが可能であることから、中学校教員が有するスポーツや文化におけるそれぞれの専門性を発揮する機会は保障されるものと認識しております。

（問）教員と地域クラブ活動の指導員の連携体制の構築は不可欠と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）学校教育を担う教員と認定地域クラブの指導者との連携体制を構築することは、生徒たちへの指導方針に一貫性を持たせるためだけでなく、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させる観点からも重要であると認識しております。

国のガイドラインにおきましても、学校と認定地域クラブの適切な連携が大切であると示されており、令和６年１２月に一部改訂された「学習指導要領解説総則編及び保健体育編」におきましても、活動方針等の共通理解や指導の一貫性を確保する観点から、学校と認定地域クラブの緊密な連携が新たに追記されたところであります。

市教育委員会といたしましては、今後の部活動の地域展開に係る体制整備を進めるにあたり、認定地域クラブごとに対象となる中学校を設定する予定としております。このことで、関係する教員と認定地域クラブ指導者の両者において、指導方針や活動内容等の確実な共有ができるようになるものと考えております。

（問）生徒と教員の信頼関係の構築について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）学校部活動については、学習指導要領解説総則編において、「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること」と示されております。技術の向上のみならず、同学年や異学年の生徒同士との交流に加え、生徒と教員との好ましい人間関係や信頼関係を構築するなど、人間性を育む上で重要な役割を果たしているものと認識しております。

市教育委員会といたしましては、休日の活動については、地域展開に着手する一方で、平日の部活動につきましては、引き続き現行の学校部活動を継続し、教員もその指導に関わっていくこととしております。

これにより、部活動をとおして、ともに喜びや悔しさを共有したり、一人一人に寄り添った指導を行う中で、生徒と教員の信頼関係が構築されていくものと考えております。

（問）子どもたちがスポーツに励む意義、スポーツがもたらす幸せについてどのように考え、本市における子どものスポーツ環境をどう整えていくのか、市長の見解を問う。

＜学校教育課：市長答弁＞

（答）私は、少年時代から野球に熱中し、仲間や指導者との出会いを通して、多くのことを学んでまいりました。学校の設置者である市長の立場から、若干の所感を交えながらお答えさせていただ

きます。

子どもたちがスポーツに親しむことやそのための環境づくりは、私の最重要政策テーマである「活き活きひとづくり日本一とやま」を実現するための方策の一つである「『する』『観る』『支える』加えて『集う』『繋がる』スポーツを通した、生涯健康なひとづくり」の基盤となるものと考えております。とりわけ、子どもたちの成長において、スポーツを通じた、健康の保持や仲間づくりなどは、心身の健全な発達に寄与する大切な要素であると認識しております。

私自身もそうでありましたが、子ども時代に夢中になってスポーツに打ち込むことは、体力の向上はもちろんのこと、仲間と協力、先輩、先生、大人と接するする態度や、目標に向かってあきらめない心、人間関係を育むことにも大きく寄与いたします。また、スポーツを通じて得られる、一生の仲間や恩師との出会いも、かけがえのない財産であります。子どもたちが出会うスポーツは様々ではありますが、一人一人がその価値や意義、楽しさ、幸せを感じてほしいと願っております。

さて、本年７月に開催しました「マイナビオールスターゲーム２０２６」におきましては、満員となった球場全体が、夢の球宴を心から楽しむ野球ファンの熱気と喜び、歓声に満ち溢れておりました。スター選手の一流のプレーは、観戦した子どもたちの一生の思い出として強く心に刻まれたものと思います。一流のプレーに対する憧れの気持ちは、将来への夢や希望を大きく育むものであり、こうした光景を目の当たりにして、私自身、改めてスポーツの持つ素晴らしい力を実感いたしました。

今後も、本市の未来を担う子どもたちが、スポーツを通じて夢を描き、希望を持ち、心身ともに健やかに育つ「幸せ日本一とやま」の実現に向けて、教育委員会や関係部局とともに、関係スポーツ団体等と連携しながら、子どもたちが安心してスポーツを楽しめる環境づくりの一層の充実に努めてまいります。

（８）水泳授業について

①会派誠政　橋本　雅雄　議員（９月１１日）

（問）水泳授業の実情について

市教育委員会では、水泳の授業時間数をどのように定めているのか。また、その授業時間数は確保されているのか。小学校、中学校それぞれについて、直近３年の実績を問う。（小学校の場合、屋内プールと屋外プールに分けて問う。）

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）水泳の授業時数は、学習指導要領に示されておりませんが、具体的な水泳運動系の指導内容やその取扱いについては、「学習指導要領解説体育編」に定められております。

そのため、市教育委員会で一律に定めているものではありませんが、おおむね年間１０時間前後と捉えております。

小学校及び義務教育学校前期課程では、学年の実情などに合わせて５時間から１５時間までの間で計画を立てており、また、中学校では、どの学年も５時間程度の計画としております。

今年度を含む過去３年間における小学校及び義務教育学校前期課程の授業の実績につきましては、屋外プールの学校では、学年の授業を３時間から１５時間の間で実施しております。屋内プールを備える小学校におきましては、６時間から１０時間の間で実施しております。

中学校におきましては、毎年度、どの学年でも５時間程度実施しております。

（問）水泳授業の実情について

授業時間数が確保できていないとするならば、その要因は何か。近年の猛暑の他にも何か水泳授業を中止せざるを得ない理由はあるのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）今年度、実施した授業時数が計画時数を下回った学年がある学校は、水泳の授業を実施した小・中・義務教育学校合わせて６０校のうち、４９校であり、その要因としては、猛暑の影響による熱中症予防のための中止が３３校、水質保持のためのろ過機や塩素供給機といった機械の故障による数日間の中止が3校となっております。

その他、雷注意報の発令や、雨天のため気温や水温が低く、実施基準に満たなかったなどの理由による中止が３３校であり、天候に左右されることが多いものと認識しております。

（問）老朽化した学校プールを維持・管理するためにどのくらいの費用が必要になると見込まれるのか。

＜教育総務課・学校施設課：事務局長答弁＞

（答）学校プールの維持管理費用のうち、まず、水道料金につきましては、プールの規模や使用頻度などによって学校ごとに異なりますが、昨年度は、小学校全体で2，１００万円余りとなっております。

また、こうした維持管理費用のほか、例えば、ろ過機の循環ポンプやシャワー設備、プール内壁の塗装など、老朽化した設備の更新・修繕にかかる費用も必要であり、昨年度は、小学校全体で８５０万円余りとなっております。

（問）学校プールの整備費用はいくら必要で、何校が更新対象になると考えるか。また、本市の学校プールの更新計画を問う。

＜学校施設課・学校教育課：事務局長答弁＞

（答）学校プールの整備として令和３年度に更新した際、既存プールの解体工事も含む事業費は、約１億２千万円程度であり、今後、更新する場合も同程度か、それ以上の費用が必要になると見込んでおります。

現時点においては、日常の点検を行いながら、異常があった場合は早急に修繕等の対応をするなど、既存プールの維持管理に努めているところであり、更新予定の学校プールはありません。

このことから、水泳の授業を確実に実施できる環境を整えていくため、民間プール等の活用も視野に入れつつ、将来的な学校プールの更新計画について、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

（問）市民プールや民間プールを利活用することのメリット、デメリットについてどのように考えているか。また、それを踏まえて、今後の小・中学校における水泳授業の方針について、市教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）学校プールの老朽化への対応や、近年の猛暑に伴う熱中症対策が必要となる中、民間プール等を水泳の授業で活用することは、有効な選択肢の一つであると認識しております。

民間プール等、室内プールを利活用するメリットといたしましては、

① 猛暑による熱中症のリスク等を回避できるなど、天候や気温に左右されず、基本的には年間を通じて授業を実施することができる

② 水温や水質が確実に管理された環境で入水することができ、シャワーや更衣室等の設備が十

分に整っている
③　教職員によるプール清掃や薬品による水質管理等が不要になり、教職員の業務の軽減につながる
など、主に授業時数の確保や管理面の業務の軽減といった点が挙げられます。
一方、デメリットといたしましては、
①　学校と民間プール等との距離によっては、バス等の移動手段の確保と往復の移動時間が必要となる
②　民間プール等の既存のスケジュールに合わせた日程で調整を図る必要があり、学校にとっての自由度が制限される
③　全ての学校が利用できる民間プール等の数の確保が困難である
など、学校によって学習機会の偏りや校外行事の日程調整事務が新たに増える可能性が考えられます。
市教育委員会といたしましては、今後、市民プールなどの公設のプールや民間プールの活用のほか、使用可能な学校プールの拠点化による複数校での利用など、様々な要件を総合的に勘案し、本市にとって最適な水泳の授業における環境整備について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

（9）夏休みの学校プールの開放について

①政策・維新３２　金井　毅俊　議員（9月１５日）

（問）今年度の実施状況について、昨年度と比較してどのように推移したのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）昨年度における夏休みの学校プール開放の実施状況につきましては、プール設置校６２校のうち５９校（９５．２％）が予定しておりましたが、７校において実施することができませんでした。開放日数につきましては、最大で１０日、最少で１日となっており、平均は４．４日でありました。
今年度においては、プール設置校５８校のうち４５校（７７．６％）が予定しておりましたが、２校において実施することができませんでした。開放日数につきましては、最大で１１日、最少で２日となっており、平均は５．４日でありました。
なお、プール開放を予定しなかった学校は、授業において、プール学習の開始時期を早めたなどの理由から、昨年度の３校から今年度は１３校と増加しております。

（問）実施、中止の案内は、どのように行っているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）夏休みの学校プール開放の実施につきましては、多くの学校では、夏季休業前に児童に配付する「夏休みのしおり」にて児童及び保護者に日程等を周知しております。
また、毎朝教員が、プール開放ができるか、水温や気温、設備などのチェックを行っており、中止とせざるを得ない場合の案内につきましては、主に保護者連絡用アプリを通して保護者へ案内し（、児童に連絡し）ております。さらに、学校ホームページに中止の連絡を掲載し、広く案内している学校もあります。

（問）最近の気象状況や保護者等の負担を考えると、夏休みの学校プールの開放に疑問を持つが、今後の運営について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）夏休みの学校プールの開放につきましては、①水泳学習で身に付けた泳力や体力の向上を図ることのほか、②水に慣れることで水難事故等から自らの命を守る力を育成すること、③さらには夏休み中の生活習慣の維持や④児童の居場所づくりなど、重要な役割を担っているものと考えております。

一方で、課題といたしましては、

① 子どもたちにとって、学校への登下校だけでなくプールの入水中においても、猛暑の影響により熱中症のリスクが高まっていること

② プール監視員においても熱中症のリスクがあり、ＰＴＡ等から十分な数の監視員を確保することが困難になってきていること

などが挙げられます。

各学校においては、こうした最近の気象状況や児童の安全確保、保護者の負担等を踏まえながら、学校運営協議会やＰＴＡとの協議のもと、プール開放実施の有無や内容を判断しているところであります。

このような状況にあることから、市教育委員会といたしましては、今後も、プールアルバイト監視員の講習会の開催等、夏休みの小学校プールの開放が安全に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

（１０）子どもの読書活動推進と学校司書の配置の充実について

①公明党　柏　佳枝　議員（9月１５日）

（問）子どもたちの生きる力を育むための読書の重要性について、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）読書は、子どもたちが、活字を通して美しい表現と出会い、豊かな想像力を働かせるものです。自分だけの世界を思い描いて胸を躍らせ、新たな世界を知る。私は、そうした経験を通じて、一人一人が「読む楽しさ」を心から味わえるものであってほしいと思います。

また、読書は子どもたちの語彙を増やし、「言葉を理解する力」、「考える力」、「想像する力」、「表現する力」を育むとともに、豊かな感性や相手の立場に立って考えるなど、他者を思いやる心を育て、さらなる探究心や真理を求める態度を養うことができる、重要な教育活動の一つであると考えております。

（問）学校における子どもの読書活動推進の現状について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）「富山市子ども読書活動推進計画（第五次）」におきましては、「学校は、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実に努める」とあり、各学校においては、教育活動全体を通して、様々な読書活動の推進を図っております。

学校全体の取組といたしましては、

① 全校一斉の朝の読書時間の設定

② 学校司書と連携し、社会科等の学習に関連した資料コーナーを特設するなどした図書室の活用

③ 校内読書週間等、児童会・生徒会活動による校内企画の充実

などを行っております。

また、読み聞かせボランティアや朗読会といった、外部人材の協力を得ることで、読書習慣の定着に努めております。

さらに、図書委員会の児童生徒が主体となり、学校司書の助言を得ながら、

① しおりづくりのイベント
② おすすめの本の紹介
③ 読書集会の開催
④ 児童生徒がおすすめの本の魅力を紹介し合い、一番読みたくなった本を投票で決める「ビブリオバトル」の開催

など、創意工夫を生かした活動を進めることで、読書に親しむ機会を創出しております。

（問）小・中・義務教育学校における学校司書の現在の配置状況について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）学校司書は、学校図書館法において、専ら学校図書館の職務に従事する職員として配置するよう努めなければならないこととされております。本市では、学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行うことを目的とし、今年度においては、小学校５７校中５４校、中学校２３校中２１校、義務教育学校１校、学びの多様化学校１校に学校司書を配置しております。

また、残りの小学校３校、中学校２校には、市立図書館の地域館や分館を併設しており、図書館司書が本の貸出しのほか、児童生徒への読み聞かせ等を行い、読書活動を推進しております。

（問）複数校を兼務している現状や専任配置に向けた認識を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市の学校司書につきましては、小学校で２１校、中学校で２校、義務教育学校１校、学びの多様化学校１校で専任の配置としており、その他の小・中学校につきましては、２校兼務の配置としております。

２校兼務となっている学校では、学校司書が勤務しない日には、図書館担当教員や図書委員会の児童生徒が中心となって学校図書館の運営を行っており、児童生徒の学校図書館の利用につきましては、概ね対応できているものと考えております。

本市の厳しい財政状況や人員確保等の課題があることから、全ての学校に専任配置とすることをただちに実現することは難しいと考えています。

しかしながら、学校図書館の充実や児童生徒の読書活動等の推進のため、今後とも学校の状況を把握しながら、学校司書の適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

（問）国の算定拡充の動きを確実に本市の教育予算・学校司書人件費として確保・反映させる考えについて、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）学校司書の人件費につきましては、国は小・中学校数に応じ交付税を措置しておりますが、厳しい財政状況にあることから、（令和９年度から始まる第７次「学校図書館整備等５か年計画」など）今後の国の動向に注視しながら、引き続き、学校司書の人件費に係る予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

（問）学校司書の勤務時間の延長などの処遇改善に向けての考えを問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）先月末に国から示された「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ（素案）」におきまして、読書習慣形成のために、学校図書館の機能の充実等、読書環境の整備の重要性が引き続き示され

ております。
　このことも含め、本市における学校図書館の実情や学校司書の勤務状況、他都市の状況等を勘案しながら、適切な勤務時間について、研究していくことが必要と考えております。
　その他の処遇につきましては、本市の会計年度任用職員全体の処遇と合わせて検討する必要があり、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

（１１）子どもの人権について

①太政　村上　和久　議員（9月１５日）

（問）学校における児童生徒の人権に関わる不適切な指導への対応について
　精神的苦痛を与えた教職員と、当該児童生徒との適切な距離をどのように確保するのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市の教職員の多くは、児童生徒に寄り添いながら、誠実な指導と支援に取り組んでおります。しかしながら、児童生徒への指導のあり方について、学校や市教育委員会に相談の声が寄せられる現状があることについては、課題であると受け止めております。
　教職員による不適切な指導によって、児童生徒が精神的な苦痛を受けた場合の対応については、当該児童生徒の心身の安全確保が最優先であると考えており、臨床心理士による面談等、心理面での必要な支援を行っております。
　適切な距離の確保が必要な場合につきましては、一律の決まった対応ではなく、確認した事実や児童生徒の心身の状況を十分に踏まえて行う必要があります。具体的には、①当該教職員による直接的な指導を行わず、他の教職員が担うこと、②当該教職員と児童生徒の校内で接触する機会を調整し、無くすこと、③授業や学校行事、部活動等における担当や関わり方を見直すことなどが考えられます。
　なお、こうした対応が必要な場合は、市教育委員会が学校と緊密に連携し、その対応について指導・助言を行い、必要に応じて関係機関とも連携しながら、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境の確保に努めております。

（問）学校における児童生徒の人権に関わる不適切な指導への対応について
　当該対応に伴ううわさや誹謗中傷を含め、児童生徒が二次的な被害を受けることのないよう、どのような措置を講じるのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）当該児童生徒が周りの児童生徒によるうわさや誹謗中傷等によって、二次的な被害を受けることがないように十分配慮する必要があると考えております。
　そのため、学校では、当該児童生徒の受けた精神的な苦痛や心身の状態について全教職員で共有を図り、組織全体で、校内の様々な場面において見守る態勢をつくります。
　万が一、二次的な被害につながる兆しが見られたり、何らかの情報が得られた場合には、速やかに事実関係を確認し、関係する児童生徒への指導や保護者への説明、関係機関との連携等、必要な対応を進めてまいります。
　市教育委員会といたしましては、学校と緊密に情報を共有し、学校の対応について必要な指導・助言を行うことで、二次的な被害の防止に努めてまいります。

（問）学校における児童生徒の人権に関わる不適切な指導への対応について
　校長をはじめとする教職員に対し、児童生徒の人権尊重に関する研修及び指導を、今後どのよ

うに徹底するのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、教員自身の人権感覚や意識の向上を図るために、具体例について対応を考えるケーススタディを各年次研修で行い、不適切な指導や言動につながる場面を教員自身が考える研修を行っています。また、教員自身が人権感覚を点検する「人権感覚自己チェック表」や「不祥事防止のためのチェックシート」を定期的に活用し、チェックを行うことで、教員一人一人が自らの言動を振り返り、学校全体の人権意識が高まるように努めております。

各学校においては、これらの研修等を一過性のものとせず、日常の教育活動における教員の指導の状況を管理職が確認し、必要に応じて指導・助言や校内研修を行うなどしております。

加えて、定例校園長会や管理職対象の研修において、具体的な事例を通して、服務上の義務である法令遵守や信用失墜行為の禁止などの徹底を行っておりますが、今後も教員の言動によって児童生徒の人権を侵害することのないよう管理職にも自覚を促し、個々の教職員の資質・能力の向上と、相互に人権意識を高め合い、配慮ができる職場環境の構築を図ってまいります。

市教育委員会といたしましては、引き続き、研修を中心とした未然防止に努めるとともに、不適切な指導を行った教職員に対しては、毅然とした指導と対応を行ってまいります。

（１２）不登校の子どもの卒業に向けた準備について

①日本共産党　赤星 ゆかり　議員（9月１６日）

（問）不登校の子どもの卒業に向けた準備について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）卒業は、児童生徒が学校生活を振り返り、新たな一歩を踏み出す大切な節目であります。そのため、児童生徒一人一人の思いや考えを大切にしながら、卒業に向けた準備を丁寧に進めることが重要であると認識しております。このことは、学校に行きづらさを感じている不登校の児童生徒にとっても、当然ながら同様であります。

各学校におきましては、不登校の児童生徒の卒業を向えるにあたり、事前に本人及び保護者の思いや考え、心身や登校の状況をもとに、卒業アルバムに関する希望や、卒業に向けた取組や行事への参加方法について、必要な時期に個別に相談しております。

具体的には、子どもたちが主体となって取り組む卒業を祝う行事への参加の意向を確認するほか、卒業式では、参加される場合は、式に安心して参加できるよう個別に練習や打ち合わせをする機会を設けたり、参加されない場合でも、式典終了後に個別に卒業証書を授与するなど、可能な範囲で本人の状況をふまえた対応に努めております。

（１３）学校プールにおける教職員の安全対策と施設設備の安全確保について

①未来をつくる　福田　敏彦　議員（9月１６日）

（問）学校における事故防止に向けた教職員の取組や、事故を想定した心肺蘇生法やＡＥＤの使用など、学校の安全に関する研修の現状について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）学校プールにおける事故防止につきましては、児童生徒の生命を守ることを最優先に、事故を起こさない仕組みを整えることが重要であると認識しております。

そのための教職員の取組といたしましては、国が定める「プールの安全標準指針」に示されているプール施設の安全点検を徹底することはもとより、「水泳指導の手引き（三訂版）」に従い、

① プールカード等による事前の児童生徒の健康状態の確認や入水前、活動中、休憩時の体調確認
② こまめな休憩と水分補給時間の確保や暑さ指数（WBGT）の測定
③ 互いの安全や体調を確認し合う二人一組のバディシステムによる活動体制
など、健康面、安全面に十分に配慮し、指導を行っております。

また、各学校においては、プール活動中は、指導を行う者と監視を行う者とに分かれ、監視を担う教員は児童生徒の活動の様子に注意を払うなど、事故の未然防止と緊急時における役割分担を明確にした監視体制を整えております。

なお、プール活動中における事故等を想定した教職員の研修につきましては、ＡＥＤを使った心肺蘇生法の講習を毎年ほぼすべての小学校等で実施しており、技術の習得と安全管理に対する意識を高め、事故防止に努めております。

（問）学校プールの老朽化の現状と設備点検や修繕などの安全確保の取組について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）本市の学校プールの現状につきましては、全小学校及び義務教育学校５９校のうち、昭和４０年代から６０年代にかけて建設したプールが１９校あるなど、一定数の学校において、老朽化が進んでいる状況であります。

こうした状況の中、学校からの毎年の修繕要望をもとに、優先度や緊急度を総合的に判断して設備更新を行っているほか、プール開設の時期には、教職員による水質管理や日常点検を行い、異常があった場合は早急に修繕等の対応をするなど、安心・安全なプールの維持管理に努めているところであります。

（１４）いじめの未然防止、早期発見と解消に向けた取組について

①未来をつくる　福田　敏彦　議員（9月16日）

（問）令和７年度のいじめの認知件数といじめの解消率について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市における令和７年度のいじめの認知件数につきましては、速報値で小学校４８３件、中学校２４８件となっております。令和６年度と比較しますと、小学校では１３２件減少し、中学校では１７件増加しております。

また、いじめの解消率につきましては、速報値で小学校６４．８パーセント、中学校７５．４パーセントとなっており、令和６年度と比較しますと、小学校では８．７ポイント、中学校では１．７ポイント低下しております。

（問）いじめの未然防止、早期発見に当たっては、児童・生徒の発達段階等を踏まえた取組が重要だと考えるが、令和７年度の認知件数の結果をどのように捉えているのか。また、本市では、どのように未然防止、早期発見に取り組んでいくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）令和７年度のいじめの認知件数の結果につきましては、教職員による日常的な指導に加え、全ての小・中学校の保護者へのいじめ防止に向けた啓発資料の配付等による家庭との連携が、小学校での認知件数の減少につながった側面があると捉えております。

一方、中学校では、いじめの内容において、特にＳＮＳ等のインターネット上や身体的な危害を伴うものなどの増加が見られることから、スマートフォン等の利用拡大や思春期における対人関係の複雑化を背景とした課題があると捉えております。

こうした状況を受け、本年２月に市教育委員会が児童生徒の発達段階に合わせて作成した「いじめ防止に関するスライド」等を活用して、小学校入学時から「いじめは決して許されない」という意識を高めていくとともに、情報モラル教育等の充実を図ってまいります。

加えて、保護者には今年度から入学式やＰＴＡ総会、学年懇談会等で「いじめの未然防止に関する音声付きスライド動画」を視聴いただいており、今後もそれらを活用して、スマートフォン等の使用について、家庭での協力を依頼してまいりたいと考えております。

また、今年度から、全ての小・中・義務教育学校において「ＳＯＳの出し方に関する教育」プログラムに取り組んでおり、児童生徒が悩みや困難を抱えた際に一人で抱え込まず、周囲の信頼できる大人に援助を躊躇なく求められるよう、取り組んでおります。

市教育委員会といたしましては、学校におけるいじめの特徴を分析し、課題や対策を年次研修会や定例校園長会等で周知するとともに、全ての教職員がいじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識を持ち、学校全体で積極的な認知と迅速で適切な対応を行うことで、未然防止・早期発見に努めてまいります。

議案第１８４号

委託契約締結の件

小・中学校体育館空調整備業務委託について、次のとおり委託契約を締結するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により、市議会の議決を求める。

令和８年９月１６日提出

富山市長　　藤　井　裕　久

記

１　契約の目的　小・中学校体育館空調整備業務委託

２　契約の方法　一般競争入札

３　契約の金額　７，４８０，０００，０００円

４　契約の相手方　富山空調電設・サプラ・富山ホクリョー小・中学校体育館空調整備業務委託共同企業体

代表者

富山市新庄本町二丁目８番７号

富山空調電設株式会社

代表取締役　松井　和彦

【委託契約締結の件】

小・中学校体育館空調整備業務委託

［学校施設課］

(1) 事業目的

近年の気候変動の影響による児童生徒の熱中症対策および災害発生時における防災機能強化の観点から、小学校５６校、中学校２１校の体育館に空調設備を設置するもの。

(2) 事業内容

契　約　方　法：一般競争入札

予　定　価　格：７，５１１，３０９，３００円

契 約 の 金 額：７，４８０，０００，０００円

履　行　期　間：契約締結日 ～ 令和１２年３月３１日

契約の相手方：富山空調電設・サプラ・富山ホクリョー
小・中学校体育館空調整備業務委託共同企業体

(3) 今後のスケジュール

①設　　計・・契約締結後から順次調査・設計を進める

②空調整備・・設計が完了した学校から順次設置し、令和１１年の夏までに全て設置予定

③維持管理・・空調を設置した学校から順次、令和１２年３月末まで維持管理を行う

資料1

令和８年度学校選択制に関するアンケート調査（生徒及び保護者）の集計結果

富山市教育委員会

１　調査期日　　令和８年７月８日（水）から７月２４日（金）まで

２　調査の対象　　中学校１年生・義務教育学校７年生　３，０６４名の生徒及びその保護者

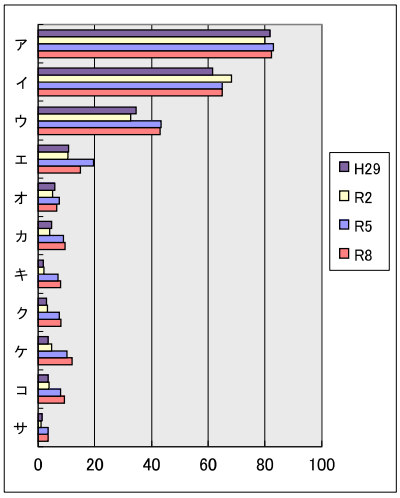
３　調査の結果

（１）　全生徒･全保護者へのアンケート

①　生徒へのアンケート（数字は%）　　令和８年度は２，６５６名が回答・回答率８６．７%

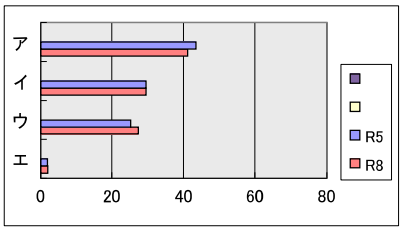
問１　どのような基準で中学校・義務教育学校を選びましたか。（複数回答可）

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　その学校が一番近い、あるいは通学しやすいから	81.8	80.0	83.0	82.3
イ　まわりの子どもたちや友人がその学校に通うだろうから	61.5	68.2	64.9	64.9
ウ　兄姉や親が通っていたから	34.5	32.6	43.3	42.9
エ　希望する部活動があるから	10.8	10.6	19.5	14.9
オ　いじめや荒れが少ないから	5.9	5.1	7.5	6.6
カ　学校と地域とのつながりを大切に思うから	4.7	4.1	9.0	9.5
キ　学校行事や授業などに特色のある学校だから	1.9	2.0	7.1	7.9
ク　教育活動や進路指導がしっかりしているから	2.9	3.3	7.4	8.0
ケ　学校施設、設備が充実しているから	3.6	4.8	10.1	12.0
コ　生徒数の規模が適正と思えるから	3.6	3.9	7.9	9.3
サ　その他	1.4	1.0	3.6	3.6



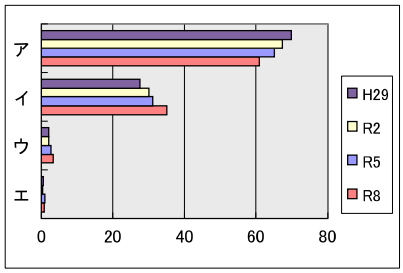
問２　主にだれの意見で中学校・義務教育学校を選びましたか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　生徒本人			43.5	41.1
イ　保護者			29.4	29.5
ウ　親子で相談して			25.2	27.3
エ　その他			1.9	2.1



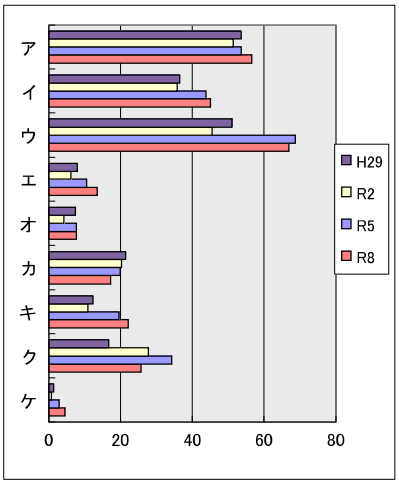
問３　入学して約３か月あまりがたちました。今の中学校・義務教育学校に入学して、よかったと思いますか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　よかったと思う	69.9	67.4	65.2	60.9
イ　だいたいよかったと思う	27.5	30.1	31.1	35.0
ウ　あまりよかったとは思わない	2.1	2.1	2.7	3.3
エ　よかったとは思わない	0.5	0.4	1.0	0.8



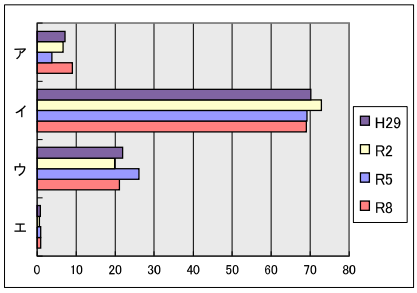
問４　中学校・義務教育学校に関する情報をどのようにして得ましたか。（複数回答可）

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　学校公開	53.6	51.4	53.6	56.6
イ　知人や友人からの情報	36.5	35.7	43.8	45.0
ウ　家族からの情報	51.0	45.5	68.7	66.9
エ　地域からの情報	8.0	6.2	10.6	13.4
オ　文化祭・体育大会など学校行事	7.4	4.2	7.6	7.6
カ　富山市立中学校・義務教育学校紹介冊子	21.5	20.3	19.9	17.2
キ　学校だより	12.3	10.9	19.6	22.1
ク　ホームページ	16.7	27.7	34.2	25.7
ケ　その他	1.3	0.7	2.8	4.5



問５　学校公開に行きましたか。

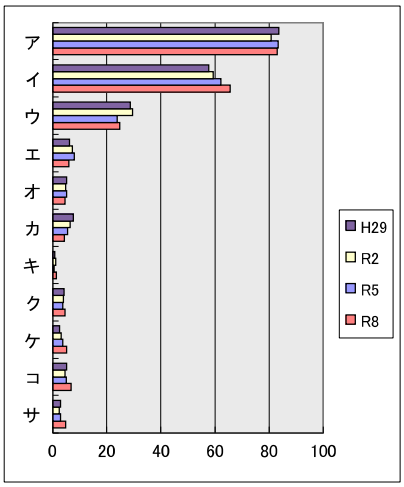
	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　複数の中学校に行った	7.1	6.7	3.8	9.0
イ　1校のみに行った	70.2	72.9	69.2	69.0
ウ　行かなかった	21.9	19.8	26.1	21.1
エ　その他	0.8	0.6	0.9	0.9



②　保護者へのアンケート（数字は%）　令和８年度は１，５３５名が回答・回答率５０．１%

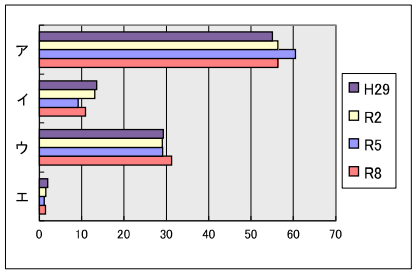
問１　どのような基準で中学校・義務教育学校を選びましたか。（複数回答可）

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　その学校が一番近い、あるいは通学しやすいから	83.6	80.7	83.3	83.0
イ　まわりの子どもたちや友人がその学校に通うだろうから	57.6	59.2	62.2	65.6
ウ　兄弟や親が通っていたから	28.7	29.5	23.9	24.8
エ　希望する部活動があるから	6.3	7.3	8.1	6.0
オ　いじめや荒れが少ないから	5.3	4.9	5.3	4.6
カ　学校と地域とのつながりを大切に思うから	7.7	6.5	5.6	4.4
キ　学校行事や授業などに特色のある学校だから	0.9	1.2	0.7	1.5
ク　教育活動や進路指導がしっかりしているから	4.3	4.1	3.8	4.6
ケ　学校施設、設備が充実しているから	2.6	3.2	3.9	5.2
コ　生徒数の規模が適正と思えるから	5.3	4.6	5.1	6.8
サ　その他	3.1	2.5	3.0	4.8



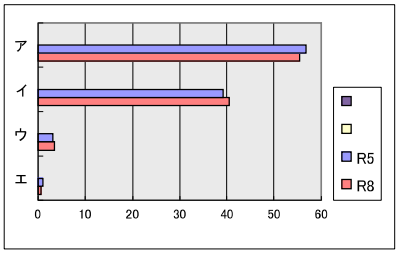
問２　主にだれの意見で中学校・義務教育学校を選びましたか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　生徒本人	55.1	56.4	60.5	56.4
イ　保護者	13.6	13.1	9.2	10.9
ウ　親子で相談して	29.3	29.0	29.1	31.2
エ　その他	2.0	1.6	1.2	1.5



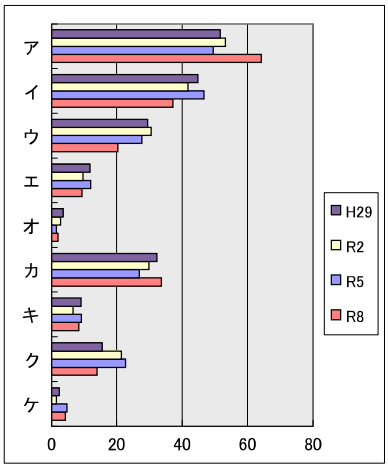
問３　入学して約３か月あまりがたちました。お子さんが今の中学校・義務教育学校に入学して、よかったと思いますか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　よかったと思う			56.8	55.4
イ　だいたいよかったと思う			39.2	40.5
ウ　あまりよかったとは思わない			3.1	3.4
エ　よかったとは思わない			1.0	0.7



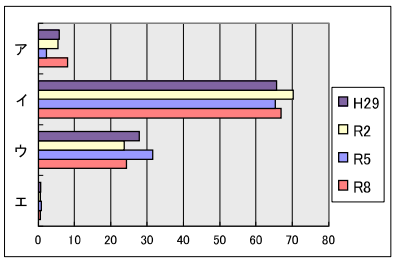
問４　中学校・義務教育学校に関する情報をどのようにして得ましたか。（複数回答可）

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　学校公開	51.6	53.2	49.4	64.2
イ　知人や友人からの情報	44.8	41.8	46.6	37.1
ウ　家族からの情報	29.3	30.5	27.6	20.3
エ　地域からの情報	11.8	9.7	12.0	9.4
オ　文化祭・体育大会など学校行事	3.6	2.8	1.6	2.0
カ　富山市立中学校・義務教育学校紹介冊子	32.2	29.8	26.8	33.6
キ　学校だより	9.0	6.6	9.2	8.4
ク　ホームページ	15.6	21.5	22.7	14.0
ケ　その他	2.4	1.6	4.7	4.2



問５　　学校公開に行きましたか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　複数の中学校に行った	5.8	5.4	2.2	8.1
イ　1校のみに行った	65.7	70.3	65.4	67.0
ウ　行かなかった	27.8	23.7	31.5	24.3
エ　その他	0.7	0.6	1.0	0.6



（２）　学校選択制を活用し、通学区域外から入学した生徒及び保護者へのアンケート

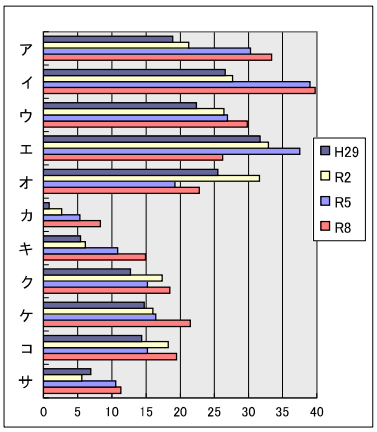
※学区外から入学した生徒には抽選免除対象者も含むため、「令和８年度 学校選択制による通学区域外からの入学希望者数及び入学者数」とは一致しない。

①　通学区域外から入学した生徒へのアンケート（数字は%）

（令和８年度は通学区域外から入学した生徒のうち３０２名が回答）

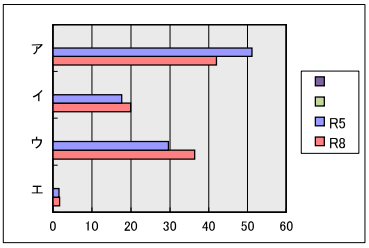
問１　どのような基準で中学校・義務教育学校を選びましたか。（複数回答可）

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　その学校が一番近い、あるいは通学しやすいから	18.9	21.2	30.3	33.4
イ　まわりの子どもたちや友人がその学校に通うだろうから	26.6	27.7	39.0	39.7
ウ　兄姉や親が通っていたから	22.4	26.4	26.9	29.8
エ　希望する部活動があるから	31.7	32.9	37.5	26.2
オ　いじめや荒れが少ないから	25.5	31.6	19.2	22.8
カ　学校と地域とのつながりを大切に思うから	0.8	2.6	5.3	8.3
キ　学校行事や授業などに特色のある学校だから	5.4	6.1	10.8	14.9
ク　教育活動や進路指導がしっかりしているから	12.7	17.3	15.2	18.5
ケ　学校施設、設備が充実しているから	14.7	16.0	16.4	21.5
コ　生徒数の規模が適正と思えるから	14.3	18.2	15.2	19.5
サ　その他	6.9	5.6	10.5	11.3



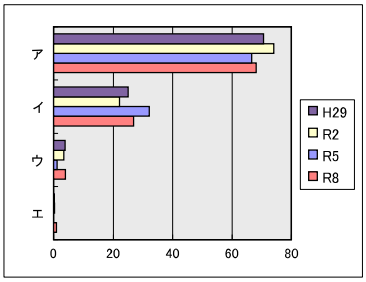
問２　主にだれの意見で中学校・義務教育学校を選びましたか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　生徒本人			51.1	42.0
イ　保護者			17.6	19.9
ウ　親子で相談して			29.7	36.4
エ　その他			1.5	1.7



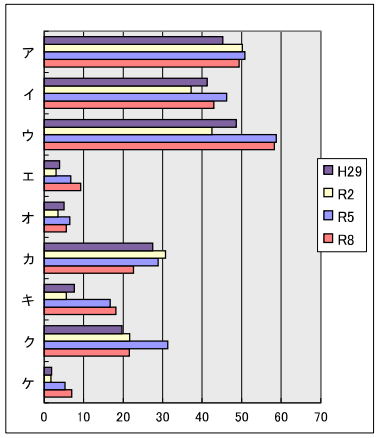
問３　入学して約３か月あまりがたちました。今の中学校・義務教育学校に入学して、よかったと思いますか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　よかったと思う	70.7	74.0	66.6	68.2
イ　だいたいよかったと思う	25.1	22.1	32.2	26.8
ウ　あまりよかったとは思わない	3.9	3.5	1.2	4.0
エ　よかったとは思わない	0.3	0.4	0.0	1.0



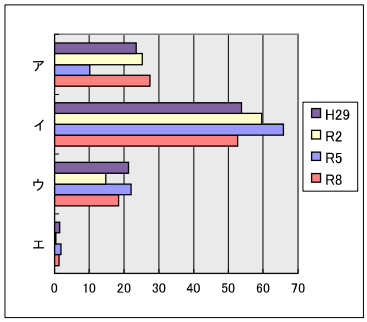
問４　中学校・義務教育学校に関する情報をどのようにして得ましたか。（複数回答可）

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　学校公開	45.2	50.2	50.8	49.3
イ　知人や友人からの情報	41.3	37.2	46.1	43.0
ウ　家族からの情報	48.6	42.4	58.8	58.3
エ　地域からの情報	3.9	3.0	6.8	9.3
オ　文化祭・体育大会など学校行事	5.0	3.5	6.5	5.6
カ　富山市立中学校・義務教育学校紹介冊子	27.4	30.7	28.8	22.5
キ　学校だより	7.7	5.6	16.7	18.2
ク　ホームページ	19.7	21.6	31.3	21.5
ケ　その他	1.9	1.7	5.3	7.0



問５　学校公開に行きましたか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　複数の中学校に行った	23.5	25.2	10.2	27.5
イ　1校のみに行った	53.8	59.6	65.9	52.7
ウ　行かなかった	21.2	14.8	22.0	18.5
エ　その他	1.5	0.4	1.9	1.3

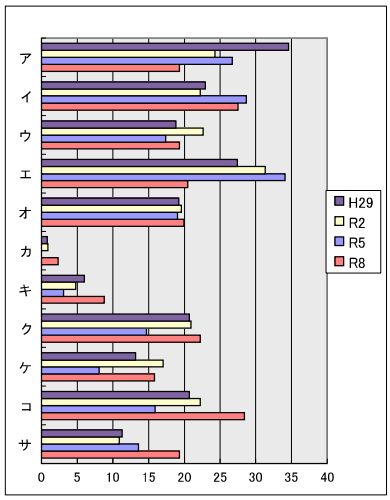


② 通学区域外から入学した生徒の保護者へのアンケート（数字は%）

（令和８年度は通学区域外から入学した生徒の保護者のうち１７１名が回答）

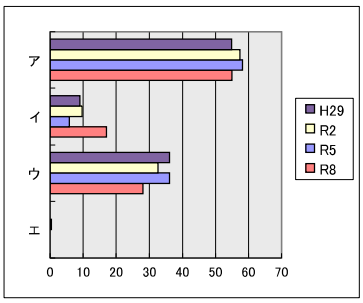
問１ どのような基準で中学校・義務教育学校を選びましたか。（複数回答可）

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　その学校が一番近い、あるいは通学しやすいから	34.6	24.3	26.7	19.3
イ　まわりの子どもたちや友人がその学校に通うだろうから	22.9	22.2	28.7	27.5
ウ　兄弟や親が通っていたから	18.8	22.6	17.4	19.3
エ　希望する部活動があるから	27.4	31.3	34.1	20.5
オ　いじめや荒れが少ないから	19.2	19.6	19.0	19.9
カ　学校と地域とのつながりを大切に思うから	0.8	0.9	0.0	2.3
キ　学校行事や授業などに特色のある学校だから	6.0	4.8	3.1	8.8
ク　教育活動や進路指導がしっかりしているから	20.7	20.9	14.7	22.2
ケ　学校施設、設備が充実しているから	13.2	17.0	8.1	15.8
コ　生徒数の規模が適正と思えるから	20.7	22.2	15.9	28.7
サ　その他	11.3	10.9	13.6	19.3



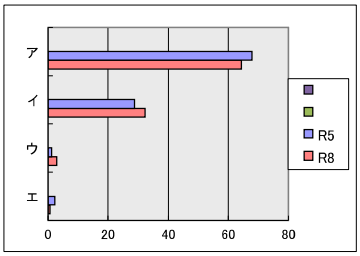
問２　主にだれの意見で中学校・義務教育学校を選びましたか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　生徒本人	54.9	57.4	58.1	55.0
イ　保護者	9.0	9.6	5.8	17.0
ウ　親子で相談して	36.1	32.6	36.0	28.0
エ　その他	0.0	0.4	0.0	0.0



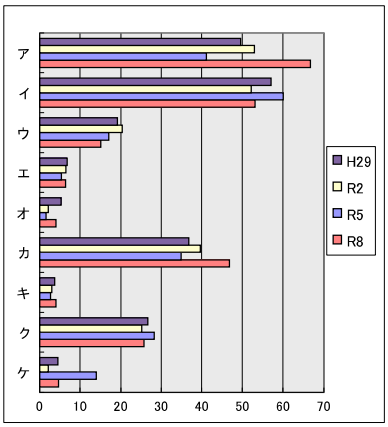
問３　入学して約３か月あまりがたちました。お子さんが今の中学校・義務教育学校に入学して、よかったと思いますか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　よかったと思う			67.8	64.3
イ　だいたいよかったと思う			28.7	32.2
ウ　あまりよかったとは思わない			1.2	2.9
エ　よかったとは思わない			2.3	0.6



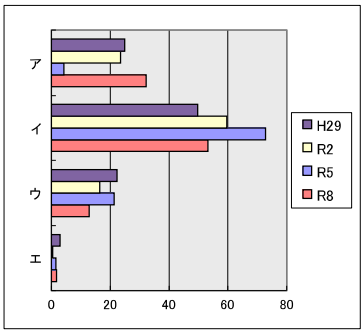
問４　中学校・義務教育学校に関する情報をどのようにして得ましたか。（複数回答可）

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　学校公開	49.6	53.0	41.1	66.7
イ　知人や友人からの情報	57.1	52.2	60.1	53.2
ウ　家族からの情報	19.2	20.4	17.1	15.2
エ　地域からの情報	6.8	6.5	5.4	6.4
オ　文化祭・体育大会など学校行事	5.3	2.2	1.6	4.1
カ　富山市立中学校・義務教育学校紹介冊子	36.8	39.6	34.9	46.8
キ　学校だより	3.8	3.0	2.7	4.1
ク　ホームページ	26.7	25.2	28.3	25.7
ケ　その他	4.5	2.2	14.0	4.7



問５　学校公開に行きましたか。

	29年度	R2年度	R5年度	R8年度
ア　複数の中学校に行った	24.9	23.4	4.3	32.2
イ　1校のみに行った	49.8	59.7	72.9	53.2
ウ　行かなかった	22.3	16.5	21.3	12.8
エ　その他	3.0	0.4	1.6	1.8



4　生徒による自由記述（主な意見）

（1）制度

- 自分の行きたい中学校などを家族たちとじっくり選べるから良いと思う。
- いい制度だと思うが、学校によって人数が少なくなる可能性が出てくるのではないのかなと個人的には思う。
- あまり良くないと思う。自分の地域の学校が荒れないかが心配。

（2）要望等

- 映像で学校のことを紹介すればもっとわかりやすいと思う。

5　保護者による自由記述（主な意見）

（1）制度

- 仕事や家族の生活環境から色々な状況があるので学校選択制は良いと思う。
- 生徒自身が選択する形が、その後の進路の選択の経験にも繋がるように思う。
- 人気のある学校に集中し、人口の少ない地域の学校がなくなっていくのではとの懸念がある。
- 学校選択制によって、教育内容や評価の公平性に差が生じないか不安を感じている。

（2）要望等

① 通学

- 自転車通学の条件に当てはまらず学校選択を断念したため、通学方法について柔軟に対応してほしい。
- 学区外の場合は自転車通学不可な学校もあり、選択の幅が狭くなった。

② 学校公開日

- 比較検討のため複数の学校公開に参加したいが、全ての学校が同日に行われているため参加できなかった。
- 公開日が同日、同時間が多く、複数校を検討したい場合に見学ができない。近隣中学校では午前午後に分けるなどしてほしい。

③ 部活動

- 部活動を選択の基準の１つとしていたが、今後の活動の有無や地域クラブ移行についての説明が不明瞭だったので、明確に示してほしかった。
- 地域展開や活動機会の確保といった面で、学校ごとに格差ができている。どの学校に通っても子どもたちの部活動や地域クラブへの参加機会が均等に確保されるよう環境整備を期待する。

④ その他

- プライバシー保護の観点からか、学校のホームページから得られる情報が少なかった。学校公開日の情報なども掲載してほしい。
- 在学中の兄姉がいれば抽選免除となるが、経験による安心感や経済負担軽減の面からも兄姉が卒業していれば抽選免除としてほしい。

6　まとめ

（1）結果の考察

① 中学校・義務教育学校を選んだ基準

「どのような基準で中学校・義務教育学校を選びましたか」という設問に対して、生徒・保護者のそれぞれ８割以上が「その学校が一番近い、あるいは通学しやすいから」と答えている。また、６割の生徒・保護者が「まわりの子どもたちや友人がその中学校に通うだろうから」と答えている。この結果は３年前のアンケート結果とほぼ同じ傾向であり、ほとんどの生徒・保護者が、通学区域にある学校を選択していることがうかがえる。

通学区域外の学校を選択した理由として、生徒の回答は「まわりの子どもたちや友人がその中学校に通うだろうから」「その学校が一番近い、あるいは通学しやすいから」がそれぞれ３割を超えており、増加傾向にある。保護者の回答は「生徒数の規模が適正と思えるから」が最も多く、３年前のアンケートと比較して数値が上がっており、学校規模による学校生活への期待や不安を感じている方が増加していることがうかがえる。一方で、生徒・保護者ともに「希望する部活動があるから」は数値が大きく下がっており、地域クラブへの移行等による学校外での活動機会の増加によって、部活動を基準とした学校選択の需要が低下したのではないかと推測される。

② 中学校・義務教育学校に関する情報

「中学校・義務教育学校に関する情報をどのようにして得ましたか」という設問に対して、「学校公開」と回答する方の割合が増加傾向にある。「学校公開に行きましたか」という設問に対する回答として、「行った」と回答する方も増加していることから、学校生活の様子への関心が高まっていることがわかる。

③ 主に中学校・義務教育学校を選んだ人

「主にだれの意見で中学校・義務教育学校を選びましたか」という設問に対して、生徒・保護者ともに「生徒本人」が一番多くなっており、生徒の主体性が尊重されていることがうかがえる。

④ 中学校・義務教育学校に入学しての感想

「今の中学校・義務教育学校に入学してよかったと思いますか」という設問に対して、９５．９％の生徒が「よかったと思う」あるいは「だいたいよかったと思う」と回答していることから、３年前と同様、多くの子どもが自分自身や親子で相談して今の中学校・義務教育学校を選び、入学後の学校生活に満足していることがうかがえる。

（2）生徒・保護者による自由記述について

① ５（２）要望等の①通学については、「通学区域外からの自転車通学を認めてほしい」という意見がある。このことについては、地域の交通事情が異なるため、安全性に配慮する必要があり、各学校の実情に応じて決めている。各学校において認められない理由を説明することで、理解を求めていく必要がある。

② ５（２）要望等の②学校公開日については、「開催日が同じ日なので、１校しか見学できない」「公開日を増やす、学校ごとに時間帯を変更するなどの対応をしてほしい」といった要望が多くみられた。学校によっては学校行事も公開しており、統一公開日以外にもそうした機会を捉えて参加してもらえるように周知する必要がある。また、４（２）や５（２）④の意見としてあるように、学校公開日以外にも学校生活の情報を映像で得ることができる手段として、ホームページの活用や紹介冊子の充実等も検討していきたい。

③ ５（２）要望等の③部活動については、部活動の地域展開や、小規模校における部活動の存続への不安の声が多く、説明を求める意見が多くみられた。部活動を基準として学校の選択を行った方々が入学後に後悔することのないよう、学校説明会などで地域との連携や次年度以降の各部の継続状況などを丁寧に説明し周知していく必要がある。

（３）今後に向けて

① 本市の学校選択制は、生徒の学校生活への自主的な心構えが育つことを願い、通学区域外の中学校・義務教育学校を希望した場合、施設面等を考慮し受け入れ可能な人数の範囲内で入学することができる制度である。本市の学校選択制の趣旨については、今後も関係者への説明と理解に努めていきたい。

② 今後、学校の地域性や施設の実情、関係者の意見等を踏まえて、学校選択制のよりよい活用を目指した情報提供に努めたい。

「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の改訂について

［学校保健課］

１　要旨

食物アレルギーを有する児童生徒等が安全・安心に学校生活を送ることができることを目的に、平成 25 年度に作成した「学校における食物アレルギー対応マニュアル」について、近年、マニュアルの想定と実際の対応に違いが生じている事例があることや学校給食以外の場面でのアレルギー事故等が増加していることから、現在の状況に合わせて改訂を行ったもの。

２　主な改訂内容

（１）学校生活管理指導表の提出が必要な児童生徒等の見直し

【改訂前】

アレルゲンが「給食では扱わない食材（ナッツ類等）」「一目で分かり自己除去しやすい食材（えび等）」など、給食対応をしなくても安全が確保できると判断の場合は、学校生活管理指導表の提出は不要。

【改訂後】

アレルゲンが「給食では扱わない食材」「一目で分かり自己除去しやすい食材」であっても、エピペン®又はネフィー®が処方されている場合は、学校生活管理指導表の提出を必ず依頼する。（P10,P12,P15）

（２）学校給食以外の場面を想定した対応内容の充実

【改訂前】

調理実習や校外学習等の食物・食材を扱う授業・活動に関する詳細な注意事項や様式が無いため、学校ごとに対応が異なる。

【改訂後】

- マニュアル「2-5 学校給食以外における対応」を充実（P34～P39）
- 調理実習等の食物を食べる授業・活動を行う際に、実施計画書の作成と保護者への周知を必須とし、新様式を追加（P17,P89～P93）

（３）その他の改訂

- ネフィー®の追加
- 小学校から中学校へのアレルギー対応関係書類の引継ぎ（P14,P18,P71）
- 参考資料、記載例、その他記載の充実（P５,P24,P75,P76,P94～P96 等）

３　今後のスケジュール

10 月８日（木）　校（園）長会においてマニュアルの改訂について説明
10 月～11 月　全校（園）を対象にしたオンライン研修の実施

AMAZING TOYAMA

特別展
昭和を灯すマッチとたばこの世界

安井さんが集めた



令和８年10月10日（土）－12月６日（日）

開館時間　午前９時－午後５時（入館は午後４時30分まで）

休 館 日　10月27日（火）－ 10月30日（金）

観 覧 料　大人500円（400円）　高校生以下無料
※（　）内は、20名以上の団体料金

解 説 会　10月17日(土) 11月14日(土) 12月５日(土)
各日　午後2時より（要観覧料）

富山市郷土博物館
TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM

〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内
TEL:076-432-7911　FAX:076-432-8060
http ://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/

特別展 昭和を灯す

ー安井さんが集めたマッチとたばこの世界ー

本展は、安井清氏が長年にわたり収集されたマッチラベルやたばこラベルなどの生活資料を通じて、近代から昭和期にかけての人々の生活と社会の姿をお示しするものです。これらのラベルは、商品の包装ないしは広告として製作された、一過性の印刷物に過ぎません。しかし、その意匠には、当時の美意識や流行、産業活動、地域社会の様子が、ひそやかに、しかし確かに映り込んでいるのが見えてきます。

マッチラベルは商店や旅館、観光地の宣伝媒体として、たばこラベルは企業の販売戦略や時代の価値観を伝える資料として、どちらも無視できない意味を持っています。それは、ある種の美しさを持ちながら、やがて消えていくものの切実さを伝えるものであり、小さな紙片に描かれた図像と文字は、失われた街並みや人々の営みを、いまもなお静かに語り続ける、貴重な歴史の証言です。

本展が、身近な生活資料のなかに秘められた文化的価値を新たに認識させ、地域の記憶と生活文化の豊かさについて、そっと思いを寄せる一つの機会となれば幸いです。



D



C



B



A

表紙　安井コレクション内
マッチラベル（当館蔵）

表紙　富山産業大博覧会
たばこ販売員（当館蔵）

A　富山産業大博覧会
記念たばこ（当館蔵）

B　富山競輪場の
マッチラベル（当館蔵）

C　富山市制90周年記念たばこ
販売チラシ（市公文書館蔵）

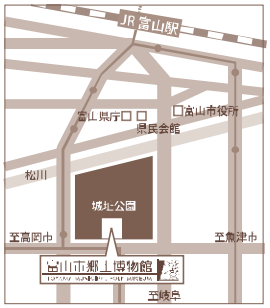
D　富山ボーリングセンターの
マッチラベル（当館蔵）

展示構成

第１章　安井清と安井コレクション
第２章　広告マッチラベル　ー灯りがともる昭和の街角ー
第３章　たばこラベル　ーデザインでたどる嗜みと文化ー
第４章　あつめる・のこす・つなぐ　ー郷土資料としての価値ー

常設展　富山城ものがたり

展示室では、400年以上の歴史をもがつ富山城の歴史を模型や映像を使いながら紹介しています。
4階の天守展望台からは、昔の富山城の大きさが分かります。



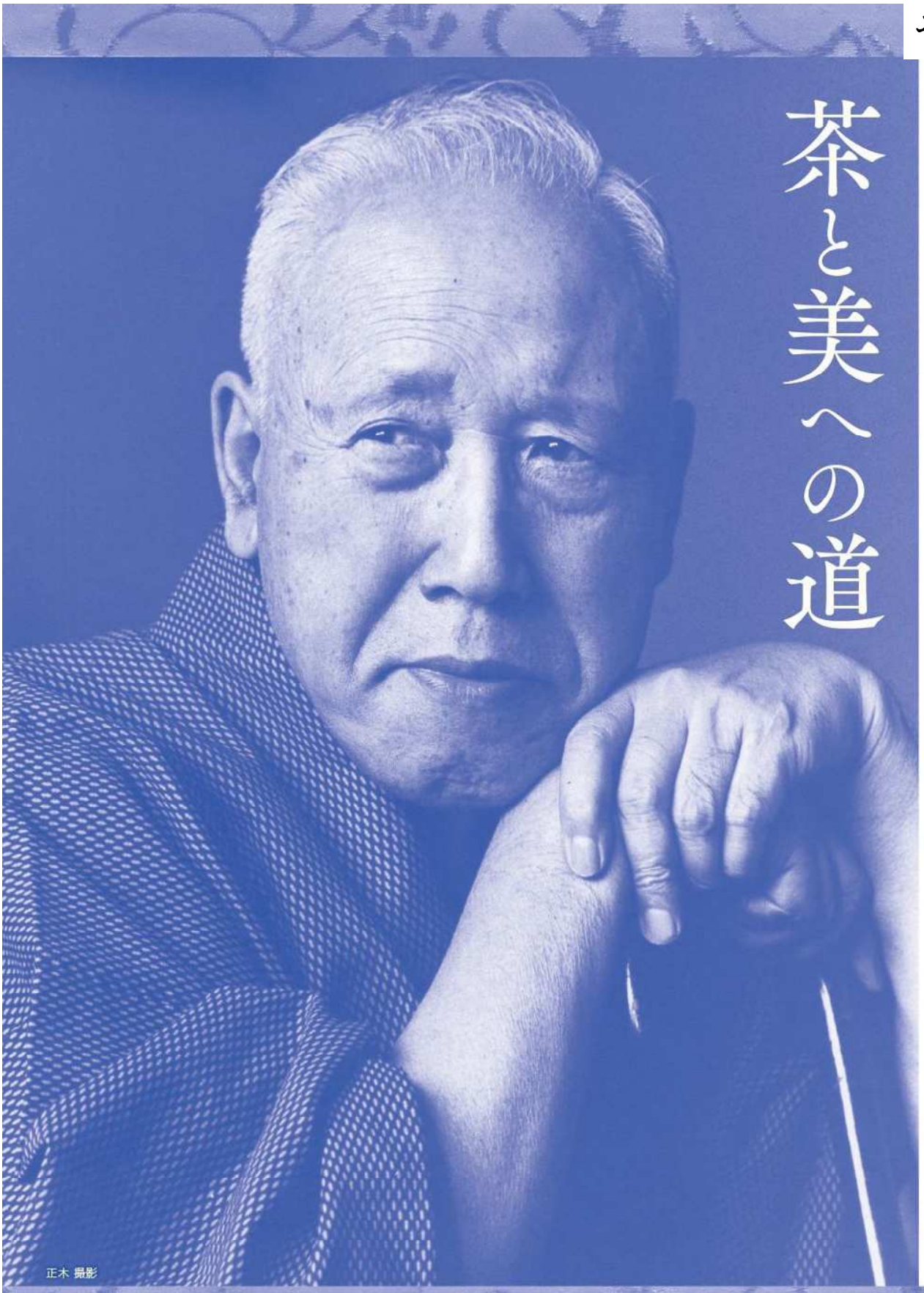
■アクセス

JR富山駅から徒歩約10分
地鉄バス「城址公園前」下車　徒歩2分
市内電車「国際会議場前」下車　徒歩3分
富山空港より連絡バスで20分
北陸自動車道　富山ICより車で約15分

■駐車場

当館には専用駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。最も近いのは城址公園地下駐車場です。

富山市郷土博物館
TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM
〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内
TEL:076-432-7911　FAX:076-432-8060
https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/



企画展

上々×佐藤助庵

茶と美への道

2026.10.3（土）―12.6（日）

休 館 日：10.27－10.30
開館時間：9：00～17：00（入館は16：30まで）
観 覧 料：大人210円（170円）　高校生以下無料
主　　催：富山市、富山市教育委員会（富山市佐藤記念美術館）

富山市佐藤記念美術館
〒930-0081　富山市本丸1-33（富山城址公園内）
TEL.（076）432-9031　　FAX.（076）432-9080
https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/



【アクセス】
・富山駅から徒歩15分
・地鉄バス「城址公園前」下車徒歩2分
・市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
・北陸自動車道 富山I.Cより車で15分
※当館に駐車場はありません。最寄りの駐車場は城址公園地下駐車場（有料）となります。

上々×佐藤助庵　茶と美への道

当館の創設者である佐藤助九郎（佐藤家十二代目、号・助庵、一八九六～一九七九）は、現在の富山県砺波市に生まれました。早稲田大学を卒業後、家業の土木建設業を継いで成長させ、さらには県内企業の要職にも就くなど、実業家として腕をふるいました。また、戦前より貴族院議員も務めており、政財界の重鎮として知られたのです。

その一方で茶と芸術を愛した風流人でもあり「助庵」と号しました。この号は、師と慕う実業家で茶人の松永安左エ門（号・耳庵）より頂戴し、雅号として用いたものです。茶は幼少期から藪内流に学びましたが、戦後は主に裏千家茶道に打込み、十四代淡々斎から老分に任じられ「宗越」の茶名も頂いています。助庵は、茶道こそが戦災により傷ついた人々の心を救うと信じ「和敬清寂」を座右の銘として、学校茶道の普及や流派を越えた北日本月例茶会を創設するなど、富山の茶道振興に力を尽くしました。

また、芸術に対しても独自の眼を持ち、東洋の古美術品から、近現代の美術工芸品にいたるまで意欲的に蒐集しています。この中には、自らが後援した富山の作家たちの作品も含まれます。自身でも漢詩や俳句、書画をよくし、晩年には呉羽山麓に「呉山窯」を築いて、やきものにも取り組みました。そして昭和三十六年には、蒐集品や茶室を公開する財団法人佐藤美術館を開館させます。

助庵は常より「クリエイティブ」であることを大切にし、独創性ある発想と行動力で富山の政財界に影響をあたえ、さらには茶や芸術にも取組みました。そして、助庵自身が得心のいく結果を得たとき、その気持ちを「上々」や「上々吉」という言葉により言い表したのです。

本展では4つのテーマ「道程×助庵と言葉」、「和敬清寂×助庵の茶」、「コレクション×助庵の眼」、「クリエイティブ×助庵の心」を設け、彼が志した茶と美への道を辿ります。強く情熱的であった助庵、その一方で繊細で温かい心の持ち主でもあった助庵。蒐集品より彼のおもかげを感じて頂ければ幸いです。


石山切 貫之集下　藤原定信筆
平安時代　12世紀［展示期間：10/3-11/6］


古伊賀耳付花入　桃山時代


銀嶺富士図　与謝蕪村筆　江戸時代［展示期間：11/7-12/6］


瀬戸茶碗 銘 雄山　佐藤助庵造


竹茶杓 銘 立の嶺　佐藤助庵作


白地彩画文字文皿
ウズベキスタン　10～11世紀


青釉黒花筋文両手付壺
イラン グルガン　12～13世紀


水辺の裸婦　ポール・デジレ・トロイユベール　19世紀


マンドリンを弾く少女　川辺外治
昭和42年


ベニスの教会　林清納
昭和年代

関連プログラム

各プログラムの詳細、お申し込みについては、9月20日(日)以降に当館ウェブサイトをご覧ください。

助庵のクリエイティブ！茶碗を作ろう　要予約

10月11日(日) 午前9時30分より(4時間30分程度)

講　師：吉野 香岳氏(越中瀬戸焼 千寿窯元)
内　容：展示解説の後、越中瀬戸焼の茶碗をつくります。
会　場：当館講堂
参加費：3,000円(税込)
対　象：小学4年生以上　　定　員：10名

助庵のほろり想い出茶会　要予約

12月5日(土)

席　主：今井 秀昭氏　（茶名・宗秀／茶道裏千家今日庵名誉師範・元富山県茶道連盟理事長）
＊茶会協力／富山県立大学茶道部OB千翫の会 有志
会　場：解説会／当館展示室、茶会／本丸亭(富山市本丸１-32)
参加費：700円(税込)
対　象：どなたでも
内　容：展示解説の後、茶会に参加していただきます。
定　員：全３回(各回　20名程度)
①解説会／９時30分～、茶会１席目／10時～
②解説会／10時45分～、茶会２席目／11時15分～
③解説会／12時15分～、茶会３席目／13時45分～
＊解説会は15分程度、茶会は１時間程度です。

学芸員による解説会

11月3日(火・祝)、11月22日(日)、12月6日(日)　午後2時より(40分程度)

会　場：当館展示室　　※事前申込不要、要観覧料

※掲載作品はすべて当館蔵。都合により展示作品が変更となる場合があります。　※会期中、一部展示替を行います。